



見かけたら思いやりを ストラップ型のヘルプマークを配布しています

☎ 福祉保健課 福祉係 ☎77・3914

ヘルプマークとは、外見では分からない障がいなどで、支援や配慮を必要としていることを知らせるマークのことです。このマークを見かけたら思いやりのある行動をお願いします。

■配布対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方へお渡しします。

■配布場所

福祉係窓口(配布時簡単なアンケートにご協力いただきます)

■その他 携帯している方を見かけたら次のような手助けを



(ヘルプマーク)

- ・電車やバスで席を譲ってください。
- ・駅や商業施設等では困っている方への声掛けなどの配慮をお願いします。
- ・災害時は安全に避難するための支援をお願いします。

10月18日(月)~24日(日)は 「行政相談週間」です

☎ 総務課 行政係 ☎77-3901

総務省では、行政相談制度について多くの方々に理解・認識していただくため「行政相談週間」を定めています。担当行政機関とは異なる立場から、役所の仕事に関する苦情、行政の制度・運営の改善について、皆さんからの相談をお聞きしますのでぜひご利用ください。

- 定例相談日 10月12日(火)
- 時間 午後1時30分~3時30分
- 会場 福祉センター
「やすらぎの里」

■その他

相談の際は新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。また、感染拡大状況によって中止とさせていただきます場合があります。



手軽に便利に利用できる キャッシュレス決済が始まりました

☎ 町民税務課各取扱係

各種証明書等の交付手数料の支払いに、クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済サービスが利用できるようになりました。

■取扱窓口

町民税務課(戸籍係☎77-3911、
911、収税係☎77-3916、
課税係☎77-3915)

■対象

戸籍謄(抄)本、住民票、印

鑑登録証明書、所得課税証明書、評価証明書などの交付手数料

■利用できる決済サービス

「クレジットカード」

VISA・JCB・Master

er card など

【交通系電子マネー】

Suica・PASMOなど

【電子マネー】

楽天Edy・QUICPay など

■利用時の注意点

- ・電子マネーへの入金(チャージ)はできません。
- ・現金との併用はできません。
- ・町税および保険税は納付できません。

山武郡市広域行政組合 令和2年度決算

☎ 山武郡市広域行政組合 企画財政課
☎0475-54-0252

山武郡市6市町から構成される山武郡市広域行政組合の令和2年度決算をお知らせします。

歳入の部 (単位:千円)

分担金及び負担金	3,713,204
使用料及び手数料	445,724
国県支出金	51,973
財産収入	5,912
繰入金	152,732
繰越金	5,000
繰入金	112,065
繰入金	75,500
合計	4,562,110

歳出の部 (単位:千円)

議会費・総務費	396,052
民生費	264,566
保健衛生費	262,876
清掃費	560,064
消防費	2,416,397
教育費	51,197
公債費	349,772
合計	4,300,924



ご存知ですか？ ジェネリック医薬品（後発医薬品）

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品＝新薬）の特許終了後に有効成分、用法・用量、効能および効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の許可のもとで製造・販売された新薬より安価な薬です。

■なぜジェネリック医薬品が注目されているの？

近年、医療費の増加が問題となっていますが、その2割を薬剤費が占めているといわれています。もしも、変更可能な薬を全てジェネリック医薬品に変えられれば、医療費の大きな節減ができます。自分たちの医療保険制度を支える上でもジェネリック医薬品は注目すべきものなのです。

■どうやったらもらえるの？

病院内で薬をもらう場合は、診察券などと一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を出すか、医師に提示しジェネリック医薬品へ変更することができます。薬局で処方薬をもらう場合には、薬剤師に「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してみてください。

※特許期間が切れていない新薬など、全ての薬がジェネリック医薬品に変えられるということではありません。

■不安に感じたら

長く飲みなれた新薬をジェネリック医薬品に変えることに不安を感じる場合は、とりあえず一週間分（短期間分）だけを切り替えて様子を見るといった「おためし調剤」を受けることができます。その場合、服用後に体調の安全を確かめてから残りを処方してもらえます。変更に対する不安や疑問は、積極的に医師や薬剤師に相談してみましょう。



戦没者等の遺族に対する第十一回特別弔慰金 請求を受け付けています

問 福祉保健課 福祉係 ☎77・3914

先の大戦で公務等のため国に殉じたもの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、戦後75周年という節目の機会をとらえ、国としてあらためて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

■支給内容

額面25万円の記名国債（5年償還）

■支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

■戦没者等の死亡当時のご遺族であり

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等保護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時において、生計関係を有しているこ

となどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 前記した1〜3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りです。

■請求期間

福祉係窓口にて令和5年3月31日まで受け付けます。

※請求期間を過ぎてしまうと特別弔慰金を受けることができません。ご注意ください。

